

# P T A 等共済法だより

第41号  
2016/6/30発行  
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課P T A等共済室  
(編集：吉谷 正)

## ■ボーイスカウト日本連盟の「共済事業」が公益目的事業として認定されました！

ボーイスカウト日本連盟は、世界スカウト機構憲章に基づき、日本におけるボーイスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする法人です。ボーイスカウトは、世界163の国と地域、約4,000万人が加盟する世界最大の青少年運動です。野外での活動を通じ、社会の中で活躍する人を



ボーイスカウト日本連盟  
(文京区本郷)

育てています。平成27年3月31日現在の加盟員は、115,179人。大正11年4月13日創立。昭和10年7月1日に財団法人として法人が設立されました。新公益法人制度の下、平成22年4月1日に公益財団法人の認定を受けています。

当時は、民間保険を使った保険事業を実施していましたが、平成25年11月7日にP T A等共済法に基づく共済事業の認可を受けて、平成26年4月1日に事業を開始しました。平成26年9月にP T A等共済法に基づく共済事業を公益目的事業として認められるように申請をしていましたが、長い審議期間の上、平成28年6月2日に内閣府から、共済事業を公益目的事業として認める旨の「認定書」を受けました。「不特定多数」が検討の中心となったようで、「会員に対しての共済」という考え方ではなく、「活動に参加する不特定多数の青少年達を対象としている」ことを説明したようです。残念ながら、全国子ども会連合会のように、共済事業単独で公益目的事業として認められることはありませんでしたが、メイン事業である既存の公益目的事業である「ボーイスカウト教育」とは一体であると判断され、安全な活動を行うためのセーフティ機能としてなくてはならないものと判断され、共済事業を組み込んだ形で公益目的事業として認定されました。

## ■共済法基礎講座(第3回) **New!**

第3回は、公益法人の制度のお話です。P T A等共済法に基づく認可を受ける者が、一般社団法人や一般財団法人であることから、これらに関する知識も必要になってきます。旧制度からの移行法人も多いことから、是非覚えておきましょう。

**旧制度の概要** 旧制度の公益法人(社団法人〇〇県P T A安全互助会、財団法人〇〇県高等学校安全互助会等の名称)は、明治29年の民法制定とともに始まり民間非営利部門において大きな役割を果たして来ました。公益法人は、民法第34条(新制度において廃止)に基づき、主務官庁の許可を得て設立され、税制上の優遇を受けながら様々な諸活動を行ってきました。

旧制度では、法人運営について、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査等を実施。また、法人設立や運営のための要件も、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁でバラツキもありました。

**新制度の概要** そういった従来の制度の問題点を解決するために、新しい公益法人制度の改革が行われました。

### 公益法人三法

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」といいます。)

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下「認定法」といいます。)

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」といいます。)

新制度の公益法人では、法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・一般財団法人を設立することができるようになりました。さらに、一般社団・一般財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められれば、公益認定を受け、公益社団法人・公益財団法人となることができます。基準を満たしているか否かの判断は、国及び都道府県の公益認定等委員会等の合議制の機関が行っています。

**旧法人から移行** ところで、旧制度の公益法人(特例民法法人)は、移行申請を行い、所定の基準を満たして一般社団・財団法人へ移行することができました。移行した法人のことを「移行法人」等という事もあります。移行しない法人は解散となりました。

**公益目的支出計画** 移行法人は、旧制度の下で税制上の優遇等で法人内部に蓄えられた財産(公益目的財産相当額)を公益の目的のために消費していく(使い切る)計画(公益目的支出計画)を作成し、毎年その実施状況を報告する義務があります。

**税制** 一般法人では、旧制度で受けていた受取利子・配当等にかかる源泉所得税の税制優遇が受けられません。公益認定を受けるとそれらが非課税となります。一般法人へ移行した団体の中には、これまで受けていた非課税分が新たに課税されることになり、受取利子・配当等の収入が減る結果となった団体があります。一般法人でも、定款上の要件を満たし「非営利性が徹底された法人」の場合は、収益事業の所得にのみ法人税が課税されます。

**共済との関係** 保険業法の改正に伴い、P T Aや子ども会などが実施していた見舞金給付事業は、2年間の経過措置の後に禁止されました。ただし、旧公益法人は、法人移行の期間であった平成25年11月末までは、見舞金給付事業を継続できました。旧公益法人は、この期間までにP T A等共済法に基づく共済事業の認可を受けて、事業を開始しました。

**おしらせ**

- 各団体では、定時総会や評議員会が開催されたことと思います。役員等の変更がある場合は、規則第39条第1項第3号に基づき、「理事、監事又は評議員の就任退任届」を行政庁に提出する必要があります。定款が変更された場合も別途届出が必要になりますのでご注意ください。
- 今年度に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。
- 認可申請に向けた御相談も随時受け付けております。認可までのスケジュールを決め計画的に進めていく必要があります。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。

認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：7月29日>

## ■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ **New!**

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

～ 専務理事 岡山真樹さん に聞きました！

**共済事業で重要なことは何だと感じていますか。**

共済事業を会員一人一人に周知させることです。前年度、県内15会場単位PTA会長説明会を開催し、635人の単位PTA会長に共済事業等の説明を行いました。改めて、周知させる事の重要性を感じましたので本年度も実施します。

**事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。**

理事会及び評議員会等の諸会議には、「鹿児島県教育安全振興会規程集」、「共済事業手引書」及び「PTA・青少年教育団体共済法・施行令・施行規則」を各人分準備し、疑問等にはその場で答えることで共通認識をもって健全な組織運営ができるように努めています。

理事・監事及び評議員の研修会の模様

**6年目となりましたが、共済事業に携わってみていかがですか。**

共済事業に携わって5年目、会員の皆様のご理解とご協力に感謝するとともに、約半世紀前に本県独自の募集形態・給付で見舞金給付事業をはじめた保護者の先見の明に敬服しています。

**貴会の課題等がありましたら、教えてください。**

相互扶助の精神の希薄化や、保護者、児童生徒等の減少による会費収益の減少が続く状況にあつて、保護者等の期待に応えるために共済事業の内容の見直しを行うことです。

### PTA等共済室

- 6月2日(木) PTA共済法研修会(自治体向け)(下田補佐、吉谷、会田、松田)
- 6月3日(金) PTA共済法研修会(団体向け)(渡辺室長、下田補佐、吉谷、会田、松田)
- 6月13日(月) 全日本私立幼稚園PTA連合会全国大会(馳大臣、有松局長、西井課長、渡辺室長、下田補佐、吉谷、会田、松田)
- 6月24日(金) 日本PTA全国協議会定時総会(馳大臣、有松局長、西井課長、渡辺室長、下田補佐、吉谷、松田)
- 6月26日(日) 全国高等学校PTA連合会定時総会(西井課長、吉谷、会田)

## ■ 改正個人情報保護法について

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)は、情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向等を受けて、平成15年5月に公布され、平成17年4月に全面施行されました。

「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、平成27年9月に改正個人情報保護法が公布されました(全面施行は公布から2年以内)。(引用:個人情報保護委員会ホームページ)

個人情報の流失等事案が日々報道されていますが、事業や法人そのものの信用失墜を招くこととなります。

個人情報の取扱いには、引き続き留意願います。委託先等の監督をしっかりとお願いいたします。

主な内容については、<http://www.ppc.go.jp/personal/general/> 参照。

なお、今回の改正によって、小規模取扱事業者への対応がなされています。取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用することになっていますので、注意が必要です。

## ■ 学校管理下での怪我が増加～静岡県高等学校安全振興会～

静岡県高等学校安全振興会では、学校管理下の事故が増え、2015年度の傷病者に対する共済金の給付件数が、前年比22%増の854件で過去最高になったと地元新聞(静岡新聞6月6日夕刊)で取り上げられました。

今年度から、教員や指導者向けに、けがの未然防止を目的とした研修会の開催費用を助成する取り組みをスタート。助成は、研修会以外にも、準備運動や食生活のほか、スマートフォンの長時間利用による影響などに関する講義も対象としているようです。

体育の授業での事故を防止するための事例として、10年ほど前から県内の高校で独自の取組みとして実施されている両手に水を入れたペットボトルを持って行う準備運動が写真入りで紹介されていました。

「安全普及啓発活動等」は、共済事業の中で実施が法律で認められている活動です。有効に実施し事故の未然防止に努めましょう。

平成28年度第1回 PTA等共済法研修会の様子



6/2  
自治体向け



6/3  
団体向け



グループ討議の様子



## ■ 編集後記

〇〇(系)男子〇〇(系)女子というのがありますが、ここ2週間ほど私は弁当男子です。お昼ご飯代の節約、食べ過ぎ防止、ぼっこりお腹解消、あっさりした物が食べたい、もう何を食べてよいかわからない等々理由はあります。まだ朝早く目覚めてしまう年ではありませんが、以前より30分も早く起きて、手のかかるものは前日に作ったりと。いつまで続くかもわかりませんが、案外楽しくできています。学生時代に居酒屋でバイトした経験から、自分で食べる位の簡単な料理はできるようになり、普段でも休日は作ったりしています。「切る」「捌く」「焼く」「煮る」「揚げる」・・・と。最近では、コンビニの惣菜も充実し、レンジでチンすれば大概のものは調理しなくても食べられるようになってきました。わざわざ面倒なことをしなくても・・・でも、いかに効率的にできるか、見映えや彩りを追求する楽しみはあります。数年前からの懸案になっている共済事業の公益認定も何とかあきらめずにうまく料理できるようになりたいと思っています。万能調味料やレシピがあれば教えてください。(PTA等共済室: Cookpad User 吉谷)